

## 横浜美術大学における公的研究等に関する行動規範

平成26年6月25日制定

横浜美術大学（以下、「本学」という。）において公的研究等に携わる全ての者は、研究が社会に及ぼす大きな影響と重い責任を自覚し、自らの研究の立案・計画・申請・執行・報告などの過程において自らの高い倫理性を発揮し、負託された研究費の適正な使用をはじめ誠実に行動する責任を有する。ここに、本学における全ての研究経費を管理する上で、基準となるべき「行動規範」を定めることにより、研究に携わる全ての者が、一人ひとりこれを実践するものとする。

### 1. 基本的な考え方

全ての公的研究費は学術の発展に活かすべく使用されるものである。研究者は、公的研究費の目的とルールに従って、公正かつ適正に管理する責務を負う。公的研究費の不適正な使用や目的外使用は、国民の信頼を裏切り、大学の社会的信用を失墜させる結果となることを、研究者は自覚しなければならない。

### 2. 目的外使用

公的研究費を負託された研究以外に使用するいわゆる目的外使用は、私的流用とともに「不正行為」に当たる。また、勤務実態のないアルバイト費の請求、出張旅費の架空請求、物品購入における架空発注等の方法により資金をプールし、その資金をたとえ当該研究に使用したとしても、目的外使用に該当する不正行為であることを自覚しなければならない。

### 3. 利益相反

研究者は、自らの研究活動において、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応しなければならない。

### 4. 公的研究費管理の基本ルール

- ① 公的研究費はすべて大学による経理としなければならない。
- ② 公的研究費の使用に当たっては、各公的研究費ごとに定められた助成の条件、使用ルール及び本学規則等を遵守しなければならない。
- ③ 研究者は、公的研究費に係る学内説明会、研修会等に積極的に参加し、使用ルール等の理解に努めなければならない。
- ④ 事務職員等は、関係法令等の知識を習得し、公的研究費の適正な執行を確保しなければならない。